

令和8年稲敷市農業委員会第9回総会

〔9月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 4 議案第2号 農地法第3条買受適格証明（委員会）
日程 5 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 6 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程 7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程 8 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 議案第1号
日程 4 議案第2号
日程 5 議案第3号
日程 6 議案第4号
日程 7 議案第5号
日程 8 議案第6号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
8番	村松清美君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島昇君
10番	村山文雄君	19番	根本脩君

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	黒田真樹君
農業委員会事務局係長	坂本証君
農業委員会事務局係長	久保田健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和8年9月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員さん7名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） 最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は、11番墳本典勇委員、12番遠藤一行委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 報告第1号 「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから14ページまでの18件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号2番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましては、報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

日程 3 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号3番につきましては、関連する案件がありますので、議案第3号で一括して審議いたします。申請番号1番、2番について、事務局の説明をお願いします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長（久保田健夫君） 15ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号1番 結佐字上結佐、田1筆、198㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接しており併せて耕作するために譲り受けるものでございます。

申請番号2番 椎塚字町田、田1筆、5,367㎡についてでございますが、受人が耕作地を取得するため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。続きまして、調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本 富男君） 17番坂本です。申請番号1番について報告いたします。

去る2日に風間推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にキュウリ栽培をしており、申請地はハウスの栽培地として使用する予定であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は210日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山 文雄君） 10番村山です。申請番号2番について報告いたします。

去る5日に藤巻推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番、2番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程4 議案第2号 農地法第3条買受適格証明（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第3条買受適格証明（委員会）」を議題いたします。事務局の説明をお願いいたします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長（久保田健夫君） 16ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条買受適格証明（委員会）」について、新利根川土地改良区が令和8年7月24日に公告した、不動産公売に対する買受適格証明書の交付4件でございます。

申請番号1番から4番について、申請人が経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。

調査結果は、報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から4番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口 和彦君） 15番山口です。申請番号1番から4番について報告いたします。

去る9月7日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第2条買受適格証明（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程5 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。なお、申請番号16番につきましては、後ほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から15番について事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 17ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字細田、畑3筆1, 043㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。645wパネル132枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 蒲ヶ山字嶋田作外2地区、畑3筆3, 440㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。645wパネル800枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドラインや、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号3番 蒲ヶ山字後原、畑2筆、4, 395㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。645wパネル2, 594枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドラインや、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 月出里字花指、畑3筆、811㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。620wパネル120枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号5番 月出里字花指、田1筆、746㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。625wパネル140枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号6番 月出里字花指、田1筆、1, 813㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。625wパネル180枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号7番 月出里字花指、田3筆、2, 054㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転

用目的は太陽光発電施設用地。625wパネル180枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号8番 椎塚字薬師平、畑2筆、124㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請地は、令和6年9月総会で許可された太陽光発電施設用地の隣地に当たり、そちらを測量した結果、越境していることが確認されたため、今回は正追認の申請に及んだものであり、始末書も添付されております。

申請番号9番 椎塚字堂久保、畑1筆、433㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在借家に居住しており家族の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築するため申請に及んだものであります。事業計画は鉄骨造平屋階建て、112.50㎡の自己住宅を建設し取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。

申請番号10番 古渡字寺台、畑3筆、1,226㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。635wパネル152枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号11番 古渡字寺台、畑1筆、1,051㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。635wパネル151枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号12番・13番は同一事業で権利種別が所有権移転および地上権でわかれているものであり、一括での説明といたします。古渡字寺台、畑2筆、1,203㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。635wパネル146枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号14番・15番は同一事業で権利種別が所有権移転および地上権でわかれているものであり、一括での説明といたします。古渡字寺台、畑2筆、1,011㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。635wパネル152枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第3号申請番号1番から15番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり

りで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番から9番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本 典勇君） 11番墳本です。

申請番号2番から9番について、去る7日、宮本委員と古渡推進委員・木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号2番から8番については、太陽光発電施設用地として利用するものであり、9番についても自己住宅用地として周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番から15番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。

申請番号10番から15番について、去る7日、鈴木推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

10番村山文雄君。

○10番（村山 文雄君） 10番村山です。9月1日より、環境課で制定した「稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」が施行されたと思いますが、農業委員会事務局としての対応は何か変わったのでしょうか。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 今回配布した資料の最後の方に書いてありますが、この条例については経過措置が定められておりまして、施行日の9月1日より60日以内に着工する場合は、環境課への申請の必要がないとされております。このため、今回の総会に上程した案件については、この条例の適用外となっております。

○議長（根本 脩君） そのほかにはありませんか。15番山口和彦君。

○15番（山口 和彦） 15番山口です。申請番号2番・3番について、他と比べてパネルの設置数が非常に多いと思うんですが、何故でしょうか。また、どういうパネルの配置となっているのでしょうか。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） こちらの2件につきましては、高圧用の太陽光発電施設となっております、その他は低圧用のものとなっております。パネルの配置については、設計図面をお示しいたします。

○議長（根本 脩君） そのほかにはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号1番から15番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号 申請番号3番、議案第3号 申請番号16番について、所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長(坂本 証君) 15ページをお開き願います。議案第1号 申請番号3番 伊佐津字富士台、畑2筆、1,059.13㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。

次に22ページをお開き願います。議案第3号 申請番号16番 伊佐津字富士台、畑2筆、0.43㎡、についてですが 営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの期間満了により再申請するものでございます。下部農地の作物については、サツマイモにて許可を得ておりましたが、サツマイモの買取基準の厳格化、買取価格の下落により利益を出すことが難しくなったため、牧草へ作物を転換する計画となっております。

転用期間は令和11年9月10日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第1号申請番号3番、及び議案第3号申請番号16番の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号 申請番号3番、議案第3号 申請番号16番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番(遠藤 一行君) 12番遠藤です。

議案第1号申請番号3番、議案第3号申請番号16番について、去る7日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、営農型太陽光発電用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから、報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 申請番号3番、議案第3号 申請番号16番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 6 議案第 4 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 23 ページをお開き願います。

議案第 4 号「現況証明（農委処分）」登記地目変更のための非農地証明書の交付 5 件でございます

申請番号 1 番 神宮寺字西、畑 1 筆、488㎡、についてですが 20 年以上前から宅地の一部として使用しており、撮影年月日平成 17 年 11 月 8 日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号 2 番 石納字東通、畑 1 筆、田 1 筆、858㎡、についてですが碎石等が混じっており今後耕作に供される見込みがないとの申請になります。

申請番号 3 番 南太田字南、畑 1 筆、603㎡、についてですが 32 年以上前から宅地の一部として使用しており、撮影年月日平成 17 年 11 月 8 日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号 4 番 江戸崎字小角、畑 2 筆、1、167㎡、についてですが 20 年以上前から宅地として使用しており、撮影年月日平成 2 年 11 月 5 日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号 5 番 伊佐部字伊佐部、田 1 筆、135㎡、についてですが 20 年以上前から宅地の一部として使用しており、撮影年月日平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

以上で議案第 4 号の説明を終わります

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1 番（吉田 武君） 1 番吉田です。

申請番号 1 番について、去る 7 日、永野委員と田仲推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、20 年以上前から宅地の一部として使用しており、国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。調査の結果、農地法第 2 条から、農地ではなく非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

申請番号 2 番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9 番（坂本 和夫君） 9 番坂本です。

申請番号 2 番について、去る 7 日、根本委員と坂本推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、現地は、碎石等が混じっており、耕作に適さない土地であり、周囲の状況を見ても今後耕作に供される見込みのないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、篠崎委員より報告をお願いいたします。

○2番（篠崎 文夫君） 2番篠崎です。

申請番号3番について、去る7日、川島委員と山本推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、32年以上前から宅地の一部として使用しており、国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。調査の結果、農地法第2条から、農地ではなく非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本 信夫君） 6番宮本です。

申請番号4番について、去る7日、墳本委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、20年以上前から宅地として使用しており、国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。調査の結果、農地法第2条から、農地ではなく非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、わたくし根本より報告をお願いいたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号5番について、去る7日、坂本委員と鳥羽推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、27年以上前から宅地の一部として使用しており、国土地理院発行の航空写真とあわせて確認いたしました。調査の結果、農地法第2条から、農地ではなく非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） 以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。なお、総会資料の35ページから37ページにかけて申請番号21番から23番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、坂本和夫委員が該当いたしますので、9番坂本委員の退室を求めます。

（坂本和夫委員退室）

事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（黒田 真樹君） 25ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、32件、109筆、449,382㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、9番坂本和夫委員の入室を認めます。

（坂本和夫委員入室）

日程8 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（黒田真樹君） 44ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が、1件、2筆、6,000㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和8年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時39分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

11番 委 員 墳 本 典 勇

12番 委 員 遠 藤 一 行